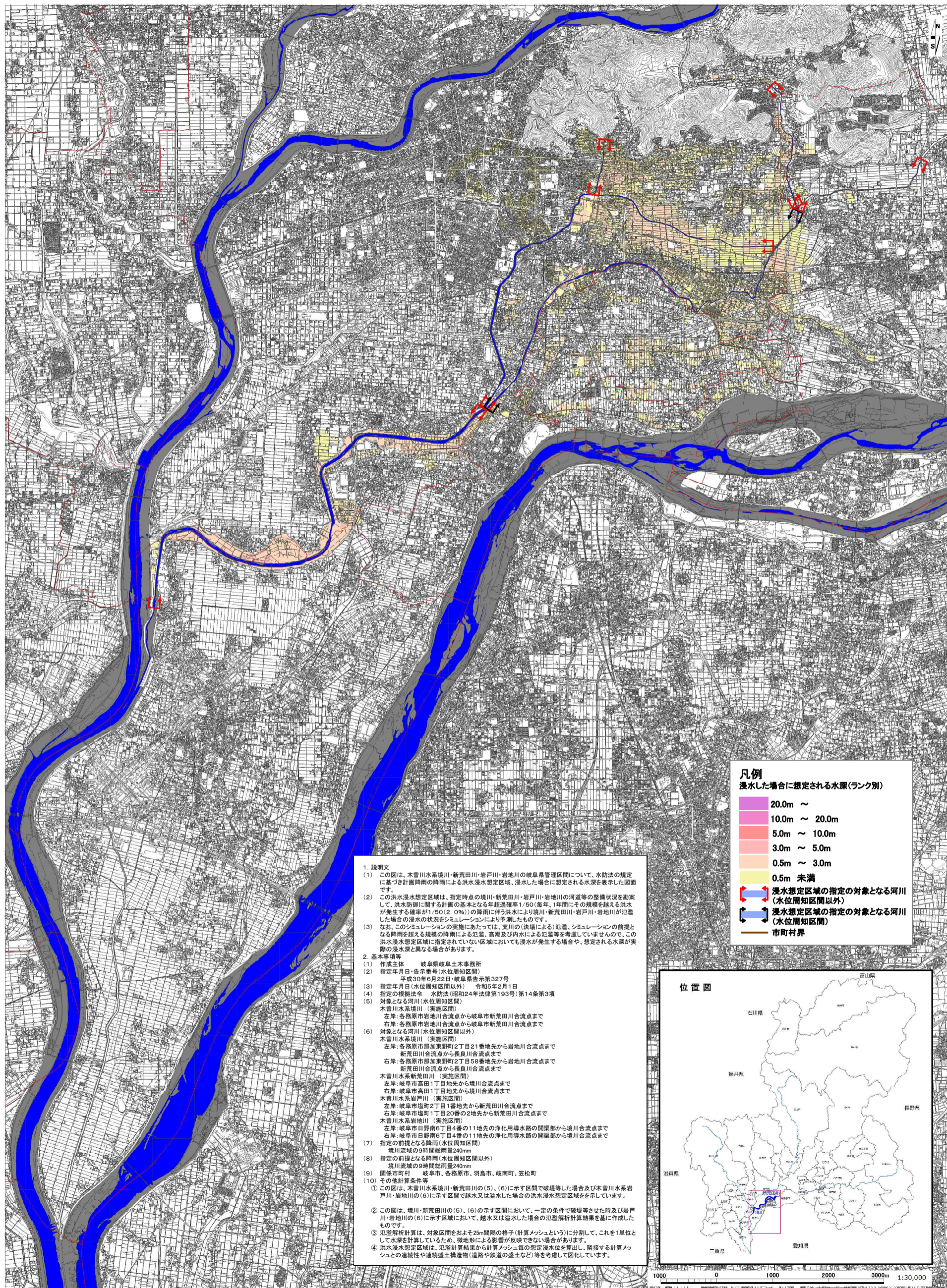


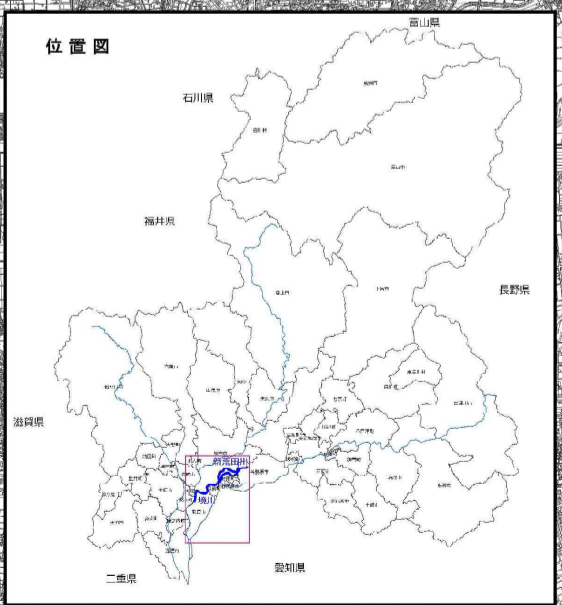
木曾川水系境川・新荒田川・岩戸川・岩地川 洪水浸水想定区域図（計画規模）



- 凡例**
 浸水した場合に想定される水深(ランク別)
- 20.0m ~
 - 10.0m ~ 20.0m
 - 5.0m ~ 10.0m
 - 3.0m ~ 5.0m
 - 0.5m ~ 3.0m
 - 0.5m 未満
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川 (水位周知区間以外)
← 浸水想定区域の指定の対象となる河川 (水位周知区間)
— 市町村界

1. 説明文
 (1) この図は、木曾川水系境川・新荒田川・岩戸川・岩地川の岐阜県管理区間について、水防法の規定に基づき計画降雨の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域は、指定時点の境川・新荒田川・岩戸川・岩地川の河道等の整備状況を勘案して、洪水初期に関する計画の基本となる年超過確率1/50(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2.0%))の降雨に伴う洪水により境川・新荒田川・岩戸川・岩地川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等
 (1) 作成主体 岐阜県岐阜土木事務所
 (2) 指定年月日・告示番号(水位周知区間) 平成30年6月22日・岐阜県告示第327号
 (3) 指定年月日(水位周知区間以外) 令和5年2月1日
 (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第3項
 (5) 対象となる河川(水位周知区間)
 木曾川水系境川(実施区間)
 左岸:各務原市岩地川合流点から岐阜市新荒田川合流点まで
 右岸:各務原市岩地川合流点から岐阜市新荒田川合流点まで
 対象となる河川(水位周知区間以外)
 木曾川水系岩戸川(実施区間)
 左岸:各務原市加東野町2丁目21番地先から岩地川合流点まで
 新荒田川合流点から長良川合流点まで
 右岸:各務原市加東野町2丁目58番地先から岩地川合流点まで
 新荒田川合流点から長良川合流点まで
 木曾川水系新荒田川(実施区間)
 左岸:岐阜市高田1丁目地先から境川合流点まで
 右岸:岐阜市高田1丁目地先から境川合流点まで
 木曾川水系岩戸川(実施区間)
 左岸:岐阜市塩町2丁目1番地先から新荒田川合流点まで
 右岸:岐阜市塩町1丁目20番の2地先から新荒田川合流点まで
 木曾川水系岩地川(実施区間)
 左岸:岐阜市日野南6丁目4番の11地先の浄化用導水路の開渠部から境川合流点まで
 右岸:岐阜市日野南6丁目4番の11地先の浄化用導水路の開渠部から境川合流点まで
 指定の前提となる降雨(水位周知区間)
 境川流域の9時間総雨量240mm
 (6) 指定の前提となる降雨(水位周知区間以外)
 境川流域の9時間総雨量240mm
 (7) 関係市町村 岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、笠松町
 (8) その他計算条件等
 (9) この図は、木曾川水系境川・新荒田川の(5)、(6)に示す区間で破壊等した場合及び木曾川水系岩戸川・岩地川の(6)に示す区間で越水又は溢水した場合の洪水浸水想定区域を示しています。
 (10) この図は、境川・新荒田川の(5)、(6)に示す区間において、一定の条件で破壊等させた時及び岩戸川・岩地川の(6)に示す区間において、越水又は溢水した場合の氾濫解析計算結果を基に作成したものです。
 (11) 氾濫解析計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。
 (12) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続橋土構造物(道路や鉄道の盛土など)等を考慮して図化しています。



「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第1586号)」
 「この成果は、中部技術事務所長の承認を得て、同事務所作成の航空レーザ測量成果(「リザルター」、「リフト」、「グリッド」)を使用したものです。(承認番号:平成28年9月8日付国部整中環共第8号)」